

小諸市ファミリーサポートセンター会則

(名称)

第1条 本会は、小諸市ファミリーサポートセンター（以下「センター」という。）という。

(事務所)

第2条 センターは、長野県小諸市与良町六丁目5番1号に置く。

(センターの目的)

第3条 センターは、地域において育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者による会員組織を設立し、地域において会員同士が育児に関する相互援助活動を行うことや、保護者の仕事と育児を両立できる環境の整備、地域住民の子育て支援を実施することにより、福祉の増進及び児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(センターの事業)

第4条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- (2) 相互援助活動の調整等
- (3) 会員に対して相互援助に必要な知識を付与するために必要な講習会の開催
- (4) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催

2 センターに小諸市ファミリーサポートセンター長1名を置く。

(会員)

第5条 会員は、センターの趣旨を理解し、育児の援助を行いたい者、育児の援助を受けたい者であって、センター長の承認を得た者とする。

2 会員は、相互に援助活動を行う。

3 会員は、相互援助活動により知り得た他人の家庭の事情等については、プライバシーを侵害したり、秘密等を漏らしたりしてはならない。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、所定の申込書（様式第1号）を提出し、センター長の承認を受けなければならない。

2 提供及び両方会員は、入会に際して、センターの実施する講習を受講しなければならない。

3 センターは、前項の承認を受けた会員に対し、会員証（様式第2号）を発行する。

(退会)

第7条 会員が退会しようとするときは、退会届（様式第3号）をセンターに届け出なければならない。

2 会員は、退会に際して、前条により発行された会員証を返還するものとする。

3 会員が会則に違反した場合、あるいは会員として適格性を欠くとセンター長が認めるときは、退会させることができるものとする。

4 退会後についても、相互援助により知り得た他人の家庭の事情等は、他に漏らしてはならない。

(アドバイザー)

第8条 センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、次の業務を行う。

- (1) センターの事業内容の周知、啓発
- (2) 会員の募集、登録
- (3) 会員の統括
- (4) 会員の相互援助の調整
- (5) 会員に対する講習会及び会員の交流会の実施
- (6) 会員間のトラブルへの助言
- (7) センターの経理事務等の業務運営
- (8) 関係機関との連絡調整

(相互援助活動の内容)

第9条 会員が相互援助活動として行う援助は、次に掲げる恒常的又は臨時的なものとする。

- (1) 保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり
- (2) 児童クラブ終了後の子どもの預かり
- (3) 学校の放課後の子どもの預かり
- (4) 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり
- (5) 買い物等外出の際の子どもの預かり
- (6) 預かりに伴う送迎
- (7) 早朝・夜間等の緊急時の預かり
- (8) その他会員の育児に関して必要な援助

2 子どもを預かる場合は、原則として援助の提供者の家庭において行うものとする。ただし、当事者間で合意がある場合はこの限りでない。

3 預かりは、1対1を基本とする。ただし、兄弟を預ける場合はこの限りでない。

4 送迎等にかかった費用は、実費とする。

5 病児・病後児は預けることができない。また同居する家族が感染症に罹患している場合及び所属するクラスか学校が、感染症対策のため閉鎖になっている場合も同様とする。

6 センターは、依頼内容が不適切と認められる場合には、援助活動を断ることができる。

(相互援助活動の実施方法)

第10条 会員は、援助を必要とする場合には、事前に援助の依頼をセンターへ申し込むものとする。

2 依頼者からの援助の申し込みを受けた場合は、援助の内容、日時などを詳細に確認の上、申し込みの内容にふさわしいと認められる提供会員に連絡する。

3 依頼者は、前項による依頼内容以外の援助を求めてはならない。

4 提供者は、援助実施後、活動の記録を記入しなければならない。

5 会員は、活動記録を1か月に1回（又は1週間に1回）センターに報告するものとする。

(休日)

第11条 センターの休日は、土、日、祝日、年末年始とする。

(報酬)

第12条 依頼者は、提供者に対し、援助終了後に別に定められた基準に従って報酬を払うものとする。

(保険)

第13条 会員は、ファミリーサポートセンター補償保険に一括して加入するものとする。

(補則)

第14条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

本会則は、令和2年4月1日から施行する。

（宛先）小諸市ファミリーサポートセンター長

申込者 住所

氏名 ⑩

小諸市ファミリーサポートセンター入会申込書

小諸市ファミリーサポートセンターに入会したいので、次のとおり申し込みます。

なお、入会に当たっては、会則並びに当該事業の趣旨及び会員の心得等を十分理解し、これを遵守します。

また、この申込書に記載した情報が相互援助活動の目的で会員に提供されることに同意します。

会員種別		1 提供会員 2 依頼会員 ※1と2を兼ねる場合は、両方を○で囲んでください。	
フリガナ		性別	男 ・ 女
氏 名 (会 員)		※実際に連絡等やりとりをする方の名前を記入 生年月日	年 月 日
自宅	住所	〒 _____	電話番号 _____
			携帯電話 _____
			メールアドレス _____
勤務先	名称	所在地	
		電話番号	
同居する者	氏 名		続柄又は会員との関係
			年 齢
緊急連絡先	1	氏 名	電話番号
	2	氏 名	電話番号
			写真欄 (依頼会員は不要)

裏面にもご記入願います。

* 依頼会員の場合は①、提供会員の場合は②、依頼・提供会員を兼ねる場合は両方ご記入ください。

①依頼会員記載欄

対象となる児童の状況	フリガナ氏名			
	性別	男・女	男・女	男・女
	生年月日(年齢)	年 月 日 (歳)	年 月 日 (歳)	年 月 日 (歳)
	学校・保育施設等			
	児童の状況 (アレルギー等・注意してほしいこと)			
	備考			

②提供会員記載欄

活動可能な内容		<input type="checkbox"/> 自宅での一時預かり <input type="checkbox"/> 自宅以外での一時預かり (依頼会員宅・外出同伴等) <input type="checkbox"/> 保育所や習い事等の送迎 (<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車 <input checked="" type="checkbox"/>) 任意保険加入状況 対人: 円 対物: 円 同乗者: 円							
資格免許等		<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 幼稚園教諭 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> ヘルパー <input type="checkbox"/> 運転免許 <input type="checkbox"/> その他 ()							
活動可能な曜日・時間帯 (○を入れる)	時間帯	月	火	水	木	金	土	日	祝日
	早朝 ~7								
	午前 7~12								
	午後 12~17								
	夕方 17~19								
	夜 19~								
援助活動に関する希望等	児童の年齢	<input type="checkbox"/> 0~1歳		<input type="checkbox"/> 2~5歳			<input type="checkbox"/> 小学生		
	兄弟姉妹の預かり	<input type="checkbox"/> 可		<input type="checkbox"/> 不可					
	その他								
ペットの有無		<input type="checkbox"/> 有 (種類 <input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外) <input type="checkbox"/> 無							
FAXの有無		<input type="checkbox"/> 有 (電話と同じ) <input type="checkbox"/> 有 (番号別 -) <input type="checkbox"/> 無							
来客用駐車スペース		<input type="checkbox"/> 有 (台分) <input type="checkbox"/> 軽自動車程度なら有 <input type="checkbox"/> 無							
講習会参加情報									
備考									

※資格免許がある方は免許証のコピーを添付

様式第2号（第6条関係）

（表面）

小諸市ファミリーサポートセンター会員証		
写 真 3ヶ月以内に 撮影したもの	No.	氏名
	生年月日	年 月 日
	入会日	年 月 日
	上記の者は、小諸市ファミリーサポートセンターの会員であることを証します。	
小諸市ファミリーサポートセンター長 Ⓜ		

（裏面）

注 意 事 項
<ul style="list-style-type: none">・会員は、援助活動の実施中、本証を携行し、保護者等の確認に応じるものとする。・本証を紛失したときは、速やかに小諸市ファミリーサポートセンターに連絡するものとする。・会員を退会したときは、本証を小諸市ファミリーサポートセンターに返還しなければならない。・会員は、援助活動により知り得た秘密を漏らしてはならない。会員を退会した後も同様とする。・援助活動の実施中に事故等が発生した場合は、提供会員又は依頼会員が速やかに小諸市ファミリーサポートセンターに報告するものとする。・本証を他人へ貸与し、又は譲渡してはならない。

